

給付金の受取口座変更手続きについて

給付金の受取口座に変更があった場合は手続きを忘れずに！

出産費、高額療養費等の共済組合の給付金は、組合員が指定している給与の第一口座に振り込まれます。給与受取口座に変更があったにもかかわらず、変更手続きをしていない場合、振込不能となり、給付の処理が遅れることになります。速やかな手続きをお願いします。

こんな場合に手続きが必要です

- 結婚などにより姓が変わり、口座名義を変更したとき（必ず**金融機関で口座名義の変更手続き**をしてください。旧姓使用をしている場合でも変更が必要です。）
- 給付金受取口座を別の口座に変更したいとき
- 金融機関が合併、支店が統廃合されたときなど



次の手続きをしてください

現職の組合員の方

所属所が小・中・高・特支の場合「履歴事項異動届」「給料等口座振込依頼書」、上記以外の所属所の場合「組合員給付金等口座振込依頼書」に必要事項を記載し、所属の事務担当者に提出してください。
※必要書類が異なりますので、詳細は所属の事務担当者にご確認ください。

任意継続組合員の方

給付貸付課資格担当（03-5320-6826）に直接連絡してください。

振込不能となった場合は

給付金の再振込を金融機関に依頼するために、預貯金通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できる部分）の提出をお願いしています。

還付金等詐欺にご注意ください！

「保険料の還付金が出ます」などと言って、銀行などのATMに行き操作するよう誘導する事例が起っています。実際、相手の指示通りに操作した結果、数百万円単位のお金を振り込んでしまったケースも発生しているとのことです。

公立共済では高額療養費や附加給付金は自動的に給付されるため、個別に請求をする必要はありません。また保険証を使用できなかった場合の療養費などの請求は、所属所へ請求書を提出する※ことになっています。ATMで操作することは絶対にありません。ご家族の方々にも、日頃からご注意ください。ようお伝えください。

※任意継続組合員など、公立共済に直接提出する例外もあります。



問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎03-5320-6827